

## 陸別町地元雇用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、陸別町内における雇用を促進することで定住化を促進し、地域経済の活性化を図るため、新規に従業員を雇用する事業主に対し、月額給料の一部を助成することについて、陸別町補助金等交付規則（昭和51年陸別町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は次の各号に掲げる者で、過去2年間町税の滞納が無い者とする。

(1) 陸別町内に住所を有する個人事業主

(2) 陸別町内に本社又は営業所（事業所）を有する法人で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定に該当する者、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人並びに陸別町農業協同組合及び陸別町森林組合

(3) その他町長が特に認めた者

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、次に掲げる者を正規雇用（雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間及び1月の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合をいう。ただし、従業員5人未満の個人事業者にあつては、1年以上継続して雇用する見込みのある場合をいう。）する事業とする。

(1) 陸別町内に住所を有する者

(2) 雇い入れの日の属する月の末日までに陸別町に住所を有することとなる者

2 前項の規定に関わらず次の各号の一つに該当する者を雇用する場合は、助成対象外とする。

(1) 過去3年以内に同一の助成対象者の下で正規雇用された者

(2) 助成対象者（法人にあつては、その役員）の1親等以内の者及び同居親族

(3) 他の助成金、補助金、交付金及び委託料等により給料の全部又は一部が賄われている者

(助成の承認)

第4条 この要綱による助成金の交付を受けようとする助成対象者は、陸別町地元雇用促進事業承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、

町長に提出するものとする。ただし会計年度内に助成金の交付申請をし、新たな会計年度に継続となる場合については以下の各号の提出を省略出来るものとし、事業所による雇用証明書の提出に代えることが出来るものとする。

- (1) 雇用する者の雇用契約書の写し
  - (2) 雇用する者の履歴書の写し
  - (3) 雇用する者の雇用保険被保険者証の写し
  - (4) 雇用する者の社会保険等の被保険者証の写し
  - (5) 雇用する者の住民票
  - (6) 過去2年分の町税納税証明書（個人の事業主の場合は、町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税に係るもの、法人の場合は法人町民税、固定資産税及び軽自動車税に係るもの）
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、事業承認の可否を決定し、陸別町地元雇用促進事業承認・不承認決定書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成対象経費及び助成額）

第5条 助成対象経費は、第3条第1項の規定により雇用する者を雇い入れた日の属する月から起算して12ヵ月分の給料月額（各種手当を除く。）とする。ただし当該雇用した者が離職又は満51歳に達したときは、その属する月の前月までとする。

2 助成額は、助成対象経費の2分の1以内とし、雇い入れた者一人につき月額50,000円を限度とする。

3 陸別町無料職業紹介所の斡旋により雇用する者については別表に定める転入に係る経費を助成することが出来るものとする。この助成金の交付を受けようとする助成対象者は陸別町地元雇用促進事業転入経費助成申請書（別記第3号様式）を町長へ提出しなければならない。

4 町長は前項の申請書を受理したときは速やかに内容を審査し、承認の可否を決定し、陸別町地元雇用促進事業転入経費承認・不承認決定書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、町の会計年度ごとに規則第4条に定める補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）を町長へ提出しなければならない。

（助成金の交付）

第7条 町長は、前条の申請があったときには、規則の定めるところにより、毎年度、予算の範囲内で助成金を交付する。

（助成金の交付の取り消し）

第8条 町長は、助成対象者が、虚偽その他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき又は助成対象者の都合により本事業の対象となっている従業員を雇い入れの日から1年以内に解雇した場合は、助成金の交付を取り消す

ものとし、既に交付した助成金があるときは助成金の全額を返納させるものとする。ただし、解雇の理由が助成対象者の責によらない場合はこの限りではない。

(助成金の概算払い)

第9条 助成対象者は、助成金の概算払を受けようとするときは、規則第6条第2項に定める補助金等概算払申請書(規則別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業に係る従業員給料支払明細書
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の概算払の申請は、次の表の左に掲げる助成対象に係る給料の支払月の区分に応じ、右に掲げる期日までに行う。

助成対象に係る給料の支払月	期 日
4月～9月	10月10日
10月～3月	3月31日

(実績報告)

第10条 助成対象者は、助成事業が完了したとき(助成金の交付の決定に係る町の会計年度が終了したときを含む。)は、速やかに規則第7条に定める補助事業等実績報告書(規則別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に係る従業員賃金台帳等の写し  
(その他必要な事項)

第11条 助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の陸別町地元雇用促進事業実施要綱により助成を受けている助成対象者については、なお、従前の例による。

別表

雇用する者の転入前の住所	転入に係る経費	適用
足寄町及び十勝管外の 陸別町に隣接する町	1世帯 20,000円以内	転入時の1回のみ助成 対象者より雇用する者 に助成する。
上記以外の十勝管内	1世帯 30,000円以内	
北海道内	1世帯 50,000円以内	
北海道外	1世帯 100,000円以内	

備考 転入に係る経費の助成額は上表を上限とし、助成対象者において転入に係る経費を支給する規程がある場合は、上表の転入に係る経費から規程により雇用する者に支給する額を差し引いた額を助成する。ただし、雇用する者に支給する額が上表を上回る場合については対象としない。